

立川市立保育園民営化ガイドライン

立 川 市
平成19年12月

1 ガイドラインの目的

保育サービスを取り巻く社会的な状況は大きく変化し、特に、少子高齢化、核家族化の現象や女性の社会進出が顕著となっており、保育サービスに求められる保護者のニーズも多様化してきています。

また、保護者の就労形態も多様化し、保育園に求められる保育需要も多種・多様に変化してきており、保育園に入園している子ども家庭だけでなく、地域全体の子育て家庭に対する支援の役割も担うことが求められています。

こうした中で、市は、次世代育成支援行動計画である「夢育て・たちかわ・子ども21プラン」や「保育行政計画」に基づき、次世代を担う子どもたちが健やかに育つための環境づくりに向けて、保育園が果たす役割を検証しつつ、保育サービスの拡充に努めているところです。

一方、立川市全般にわたる厳しい行財政状況を踏まえ、市は、限られた経営資源の中で、時代の要請や市民要望に応じていくため、経営改革プランに基づき、これまでの枠組みにとらわれずに新機軸の視点から既存の施策の再点検などをはじめとする全庁的な取り組みを展開しています。

このため、保育行政においても、経営改革プランに基づき、市立保育園を民営化することにより、待機児童の解消はもとより、効率的な保育園の運営をはじめ、特別保育や地域の子育て支援など保育ニーズに応えるべく、経験豊かな人材と財源を有効に活用することが使命であると考えます。

こうしたことから、市は、市立保育園の民営化をすすめることとし、民営化をすすめていくにあたり、一定の基準を示したガイドラインを策定することとしたものです。このガイドラインは、民営化の設置・運営主体や事業者選定をはじめ、民営化に際しての職員配置や保育内容など市が指定する条件、移行のための準備期間、事業者決定後や民営化後の保護者・事業者・市との三者による話し合いについてなどの基準を定め、市民・事業者に広く示すことにより、民営化に対する保護者の不安を解消して円滑な移行を図るとともに、より良い事業者の参入を促すことを目的としています。

市は、民間活力をより積極的、効果的に活用するとともに、多様化する保育ニーズに柔軟にかつ積極的に対応するため、行政の担う役割を重点化し、子どもの育ちや

親の暮らしを大切にしながら、より良い保育を創り、将来にわたり利用者が満足する保育サービスが提供できるよう努めてまいります。

2 民営化に対する基本的な考え方

(1) 民営化の目的

市は、立川市全般にわたる厳しい行財政状況を踏まえ、限られた経営資源の中で、時代の要請や市民要望に応じていくため、経営改革プランに基づき、これまでの枠組みにとらわれずに新機軸の視点から既存の施策の再点検などをはじめとする全庁的な取り組みを展開しています。

保育行政を取り巻く状況においても、保護者の就労形態や生活スタイルが多様化する中、子どもたちの健やかな成長と女性の就労の支援を図るため、待機児童の解消はもとより、一時・特定保育や延長保育、休日保育などの新たな保育サービスの充実が急務となっています。また、少子化や核家族化などによる子育て不安の解消のため、地域子育て支援の機能の充実も求められています。

こうした多様な保育ニーズに対応していくためには、市立保育園の役割に加え、これまでの柔軟な対応やマネジメント力などの実績からみても、民間活力を活用することも有効といえます。

現在、立川市では、市立保育園11園、私立保育園17園において、保育サービスを展開しています。しかし、平成17年度の園児一人あたりに投入した市税等の一般財源を比較すると、市立保育園が約157万円、私立保育園が約60万円で、公立保育園の方が民間保育園に比べ2.6倍のコスト負担となっています。

そこで、市は、限られた経営資源の中で、民間活力をより積極的、効果的に活用し、待機児童の解消や保育サービスの充実、子育て支援をより一層推進していくことはもとより、立川市の行財政運営に必要な財源を確保するため、経営改革プランに基づき、市立保育園の民営化をすすめるものです。

多様化する保育ニーズに柔軟にかつ積極的に対応するため、行政の担う役割を重点化し、子どもの育ちや親の暮らしを大切にしながら、より良い保育を創り、将来にわたり利用者が満足する保育サービスが提供できるようすすめていきます。

(2) 民営化の進め方

市立保育園の民営化計画を推進していく上で、保護者の理解や協力は必要不可欠なことであり、保育を必要とする市民ニーズを的確に把握し、適宜、民営化に関する情報を公開するとともに、保護者に対する説明や意見の聴取の機会を確保します。民営化にあたり、子どものことを重視するなど、民営化に対する保護者の不安を解消し、円滑な移行を図ります。

(3) 民営化対象園の選定と民営化の実施時期

民営化対象保育園の保護者や、新たに保育園に入園を申し込まれる保護者に配慮し、民営化保育園はできる限り早い時期に決定し、発表することとします。

また、発表は対象保育園の保護者だけでなく、広く市民に行うこととし、発表後、対象保育所の保護者に対して説明会を行います。

3 民営化の手法

(1) 設置・運営主体

市立保育園を民営化する手法は、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政的効果などを考慮し、「民設民営」方式によるものとします。

また、設置・運営主体は、認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人等とします。

(2) 用地・建物等について

民営化後の保育園運営の安定性や継続性に配慮し、保育園用地については無償貸与とし、建物や備品等については無償譲渡とします。

(3) 事業者の公募

より優良な事業者を確保するために募集方法は、公募によるものとします。

また、多くの事業者に公募情報が届くような広報手段を用い、事業者が余裕をもって応募することができるように2か月程度の応募期間を確保します。

(4) 事業者の選定

事業者の選定にあたっては、市民や学識経験者、保育現場経験者等を含めた選定組織を設置し、企画提案方式(プロポーザル)により選定します。

(5) 事業者選定基準

事業者の安定性や継続性とともに、保育の質を維持・向上できるより優良な事業者を選定することを基準とします。

選定にあたっては以下の点を重視します。

- ・ 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ・ 多様な保育ニーズに対応するため、市が指定する条件に基づき、保育サービスを実施すること。
- ・ 保育の方針や内容が子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良質な保育を行うこと。
- ・ 保育の質を高める職員体制が確保できること。
- ・ 資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。

(6)市が指定する条件

市が指定する民営化の条件は、次のとおりとします。

①運営全般

- ア 選定された設置運営主体(法人等)が自ら保育園を運営すること。
- イ 移管を受けた土地や建物、備品等は、当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。
- ウ 移管後は、保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域の特性を活かした運営に努めること。

②職員配置

- ア 保育にあたる職員は、保育士の資格を有するものであること。
- イ 園長と主任保育士等は、幹部職員としての能力と経験を有するものであるとともに、当該保育園の専任職員とする。
- ウ 移管前3か月以上、職員を当該保育園に勤務させ、保育を行いながら円滑な引継ぎに努めること。

③保育内容

- ア 産休明け保育(生後 57 日目からの保育)、延長保育(開所時間 12 時間以上)を実施すること。
- イ 地域子育て支援事業に取り組むこと。
- ウ 第三者評価を実施し、保育内容の充実に努めること。
- エ 職員の研修や保育園相互の交流に努め、保育の向上を図ること。

④保育所定員

- ア 移管後は、移管前の市立保育園の定員を上回るよう、認可定員の拡大や定員の弾力化を図ること。

(7)事業者の決定と発表

事業者の決定と発表から民営化移行まで1年程度の期間を確保します。なお、運営事業者決定後、他の市立保育園への転園を希望する在園児の保護者につきましては、他の保護者との公平性を損なわない範囲で転園がしやすくなるよう、できるだけ配慮します。

4 引継ぎ

(1)移管計画の策定

民営化に際しては、移行のための準備期間として1年程度を確保し、事業者の引継ぎや保護者の理解等、十分な準備ができるような計画を立てます。

(2)保育内容の継続と拡充事項の履行の義務付け

保育水準の維持・向上や保護者の不安の軽減のため、保護者の意見等も聞きながら、現在の市立保育園の一定の保育内容を継承するために継続する事項や、あらたに拡充する保育サービスを提示して、民営化後の履行を事業者に義務付けることとします。

(3)三者による話合いの場の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者・市の信頼関係を築くことが重要であることから、事業者の決定後、速やかに、保護者・事業者・市の三者による話合いの場を設置します。

(4)合同保育の実施

民営化の際には、保育士等の職員が入れ替わること等による保育環境の変化により、子どもたちへの影響を最小限にする必要があります。

このため、子どもたちが新しい保育士に慣れ親しむことができるように、一定の期間、市の職員と民営化対象保育園の職員が合同で保育に携わる期間を設けます。合同保育の期間中に、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行っていきます。

合同保育の期間は、3か月程度の期間を目安としますが、その期間については民営化対象園の状況を踏まえ、保護者・事業者・市で協議し決定していきます。

(5)市による進行管理

市は、移行準備期間や合同保育期間において、計画どおりに引継ぎが行われているか、逐次、進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善、指導はもとより、問題解決に向け努力します。

5 民営化後の市の役割

(1)三者による話合いの場の継続

民営化後についても、保護者・事業者・市との三者による定期的な話合いの場を当分の間継続して行います。新園において問題が生じた場合には、市が解決に向け努力します。

(2)民営化園の評価と情報の公開

市は民営化後の保育園に対して、保育内容等の移管条件が守られているか逐次確認するとともに、福祉サービスの「第三者評価」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点による民営化園の評価を行います。また、この評価を公開するものとし、情報の開示に努めていきます。